

産業廃棄物 中間処理施設

許可取得業者名

処理業者名・代表者名

本社所在地・電話番号

東京都千代田区

施設の設置場所

東京都江東区

施設責任者名

、

中間処理する産業廃棄物名

廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
 (いずれも飲料容器を除く)

処理の方法

破 砕

処理能力

廃プラスチック類 $t / \text{日}$ 、金属くず $t / \text{日}$
 ガラス・コンクリート・陶磁器くず $t / \text{日}$

処分などのための保管量上限

廃プラスチック類 m^3 、金属くず m^3 、
 ガラス・コンクリート・陶磁器くず m^3

許可番号

第 号

許可期限

許可条件

- (1) 作業時間は、原則として9時から18時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。